

平成16年10月28日

各 位

滋賀県大津市瀬田三丁目4番1号
タカラバイオ株式会社
代表取締役社長 加藤 郁之進
(コード番号: 4974 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役財務部長 木村 睦
電話番号 077-543-7235

新株式発行及び株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関する 取締役会決議のお知らせ

平成16年10月28日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴う新株式発行及びオーバーアロットメントによる株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

公募新株式発行の件

- | | |
|--|---|
| (1) 発行新株式数 | 当社普通株式 40,000株 |
| (2) 発行価額 | 未定(今後の取締役会で決定する。) |
| (3) 発行価格 | 未定(発行価額決定後、発行価額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成16年11月25日に決定する。) |
| (4) 募集方法 | 発行価格での一般募集とする。 |
| (5) 引受の方法 | 野村證券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、みずほ証券株式会社、新光証券株式会社、三菱証券株式会社、いちよし証券株式会社、マネックス証券株式会社、松井証券株式会社及び西村証券株式会社を引受人とし、全株式を引受価額で買取引受させる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が発行価額を下回る場合、新株式の発行を中止する。 |
| (6) 申込株数単位 | 1株 |
| (7) 申込期間 | 平成16年11月29日(月曜日)から
平成16年12月2日(木曜日)まで |
| (8) 払込期日 | 平成16年12月6日(月曜日) |
| (9) 配当起算日 | 平成16年10月1日(金曜日) |
| (10) 上記を除くほか、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今度の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(12) その他	前記各項記載の要領による募集（一般募集）とは別に、野村証券株式会社が売出人となり、当社普通株式5,000株を上限とする売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合がある。この場合の売出しの要領は、以下のとおりである。
売 出 価 格	未定（上記（3）における発行価格と同一の方法により決定する。）
売 出 方 法	野村証券株式会社による売出しである。
申 込 期 間	上記（7）における申込期間と同一となる。
申込株数単位	上記（6）における申込株数単位と同一である。
株券受渡期日	平成16年12月7日（火曜日）

オーバーアロットメントによる売出しは、証券取引法による届出の効力発生を条件とし、また公募新株式の発行が中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集・売出し（オーバーアロットメントによる売出し）の概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

(イ) 発行新株式数	普通株式	40,000株
(ロ) 売出株式数	普通株式	
	オーバーアロットメントによる売出分	5,000株(注1.)

- (2) 需要の申告期間 平成16年11月17日（水曜日）から
平成16年11月24日（水曜日）まで
- (3) 価格決定日 平成16年11月25日（木曜日）
（発行価格及び売出価格は、発行価額以上の価額で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 募集・売出期間 平成16年11月29日（月曜日）から
平成16年12月2日（木曜日）まで
- (5) 払込期日 平成16年12月6日（月曜日）
- (6) 配当起算日 平成16年10月1日（金曜日）
- (7) 株券受渡期日 平成16年12月7日（火曜日）

注1. 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集に伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又はオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である宝ホールディングス株式会社から借入れる株式です。これに関連して、野村証券株式会社は、5,000株を上限として当社株主よりその所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を平成16年12月7日から平成16年12月27日行使期間として当社株主である宝ホールディングス株式会社から付与される予定です。

また、野村証券株式会社は、平成16年12月7日（上場予定日）から平成16年12月21日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限（以下「上限株数」という。）とし、当社株主である宝ホールディングス株式会社から借入れる株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については返却に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。またシンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

注2. 本募集に関連して、株主である宝ホールディングス株式会社は野村証券株式会社に対し、当社上場予定日である平成16年12月7日に始まり180日目の平成17年6月4日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村証券株式会社が取得することを除く。）等を行わない旨合意しております。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	222,000株
公募増資による増加株式数	40,000株
増資後の発行済株式総数	262,000株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 7,380 百万円 () は、設備資金に 922 百万円、子会社に対する融資に 500 百万円、研究開発資金に 5,958 百万円を充当する予定であります。資金需要が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく計画であります。

設備資金については、ホンシメジ工場 (702 百万円) 及び動物実験施設 (220 百万円) の設備資金 (全て平成 17 年 3 月期決済額) であります。

子会社に対する融資については、宝日医生物技術 (北京) 有限公司に対する設備資金として 200 百万円及び宝生物工程 (大連) 有限公司に対する運転資金として 300 百万円であります。

研究開発資金については、遺伝子工学研究・遺伝子医療・医食品バイオの各分野を中心に、平成 19 年 3 月期までに投下する研究開発資金に充当する予定です。

() 有価証券届出書提出時における想定発行価格 (200,000 円) を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、各事業分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、当面は必要な内部留保の充実に努めることを基本方針といたしております。一方で株主への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当も検討してまいります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、財務体質の強化及び将来の発展に向けた新製品・新技術の開発等の研究開発投資や設備投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の向上を目指してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、増配又は株式分割等を行うことにより積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の 2 決算期間の配当状況

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	78,266.68 円	7,467.53 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	- (-)	- (-)
実績配当性向	-	-
株主資本当期純利益率	7.21%	0.73%
株主資本配当率	-	-

(注) 1. 「1 株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本 (期首・期末の平均) で除した数値であります。

3. 当社は平成 16 年 7 月 22 日付で株式 1 株につき 10 株の分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書 (の部) の作成上の留意点について」(平成 16 年 8 月 16 日付東証上審第 460 号) に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	7,826.67 円	746.75 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	- (-)	- (-)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5．配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

6．その他

今回の公募による新株式の発行においては、日本証券業協会の定める「有価証券の引受けに関する規則」(公正慣習規則第14号)第9条第3項第3号の規定に基づき、引受人は当社の従業員持株会に対して募集株式数40,000株のうち、一定の株式を販売する予定であります。

(注)「4．株主への利益配分」における今後の利益配当に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。